

議事日程 令和3年5月18日 午前9時開会

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

追加日程第1 木曾岬町議会議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

追加日程第5 発議第2号 常任委員の選任について

追加日程第6 発議第3号 議会運営委員の選任について

追加日程第7 選挙第3号 桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について

追加日程第8 選挙第4号 桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について

追加日程第9 選挙第5号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第10 同意第1号 木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第11 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

(木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について)

追加日程第12 議案第25号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第13 閉会中の継続審査(調査)について

(議会運営委員会・議会広報常任委員会)

出席議員(8名)

1番 後藤紀子君 2番 古村護君

3番 鎌田鷹介君 5番 加藤真人君

6番 伊藤守君 7番 服部芙二夫君

8番 三輪一雅君 9番 伊藤好博君

欠席議員(0名)

議場出席説明者

町長 加藤隆君 副町長 森清秀君

教育長 山北哲君 総務政策課長 小島裕紹君

総務政策課副参事 中山重徳君 危機管理課長 伊藤雅人君

会計管理者 山田克己君 産業課長 多賀達人君

建設課長 黒田良人君 教育課長 黒田和弘君

福祉健康課長 松本大君 税務課長 藤井光利君

事務局出席職員

事務局長 平松孝浩

議会事務局 渡辺千智

=====

午前 9時 0分開会

○議会事務局長（平松孝浩君）

おはようございます。

議会事務局長の平松と申します。この度は町議会議員選挙にご当選され、誠におめでとうございます。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくこととなっております。

年長の伊藤好博議員をご紹介します。議長席までよろしく願いいたします。

○臨時議長（伊藤好博君）

おはようございます。ただいま紹介されました、伊藤好博でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行いますので、円滑な議事運営に、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

ただいまより、令和3年第1回木曾岬町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。ここで、加藤町長より挨拶をしていただきます。

○町長（加藤 隆君）

議長。

○臨時議長（伊藤好博君）

加藤町長。

○町長（加藤 隆君）

改めて皆さん、おはようございます。5月も半ばを過ぎまして、周りの緑が一段と映えてまいりました。新緑の良い季節を迎え、今日は令和3年第1回木曾岬町議会臨時会を招集させていただきましたところ、先般の町議会議員選挙においてご当選をされました皆様方、こうして議場に全員お揃いをいただきました。まことにありがとうございます。心からお喜びを申し上げる次第でございます。

また、つきましては、私自身も皆様方と同日の町長選挙において、当選をさせていただき、引き続き町政運営を担わせていただくところとなりました。つきましては、今回の町長選挙と議会の同日選挙は木曾岬町にとりましては、平成13年以来20年振りの無投票当選という、町民の皆様方の選択をいただいた訳でございます。私自身、町民の皆様方の無投票とい

う選択に非常に重いものがあるとそのように感じ、責任の重大さを改めて痛感をさせていただいているところでございます。

ご案内のように、昨年来1年半近くにわたって、新型コロナウイルスが感染拡大、収束どころか、ここへきてまた一段と厳しい事態になってきております。三重県においては、まん延防止重点措置、そしてまた隣の愛知県では緊急事態宣言が発出されるというようなことで、非常に厳しい状況が出てきております。それだけに私共新たな任期のスタートに当たっては、私自身もまた議会の皆様方も同じだと思いますけれども、町民の皆様方と一緒にコロナ対策にしっかりと向き合って取り組んでいく必要があると、改めてそんなふうに感じているところでございます。

何としてもこのコロナ禍を乗り越えて1日も早く町民の皆さん、市民の皆さん方、安全に安心して、明るくそしてまた、住み良いこの暮らしを1日も早く取り戻していただけるように、議会の皆様方と、そして職員一丸となって取り組んでいかねばならないと思っております。

町民の皆さんの福祉向上や更に、木曾岬町の更なる発展を目指して、議会の皆様方も思いは同じだと思います。議会の皆様方と行政とが連携を取り、あるいはまた車の両輪のごとく町民の皆さんの負託に応えて、しっかりと町政の推進に当たっていききたいと、改めてそんな思いをさせていただいているところでございます。何卒、議員の皆様方も一層のご指導、ご鞭撻を賜り、町民の皆様方の期待、負託に応えていききたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、今日の皆様方の初議会にあたっての私からのご挨拶とさせていただきます。今日は本当におめでとうございました。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（伊藤好博君）

ありがとうございました。

それでは、日程第1「仮議席の指定について」を行います。仮議席はただいま着席の議席といたします。

日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（伊藤好博君）

次に日程第2、選挙第1号「議長選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（伊藤好博君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（伊藤好博君）

異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名をすることに決定しました。

議長に、服部英二夫君を指名します。

お諮りします。ただいま臨時議長が指名しました、服部英二夫君を議長の当選人と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（伊藤好博君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、服部英二夫君が議長に当選しました。

ただいま議長に当選されました、服部英二夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。おめでとうございます。

議長に当選されました服部英二夫君より、就任のご挨拶を登壇のうえ、お願いいたします。

○議長（服部英二夫君）

皆様改めまして、おはようございます。ただいま行われました議長選挙におきまして、私とその栄誉を賜りましたことは、まことに身に余る光栄でございます。議員の皆様のご支援、ご厚情に対しましても、心から御礼を申し上げます。今後は議長といたしまして、議会の円滑な運営に全力を挙げて取り組む所存でございます。

議員の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

また、町長を始め執行部におかれましても、格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議会事務局長（平松孝浩君）

それでは、当選人の氏名を発表させていただきます。

氏名、服部英二夫議員でございます。以上でございます。

○臨時議長（伊藤好博君）

これをもちまして、私の任務を終了させていただき、議長席を降壇させていただきます。

皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

服部英二夫君、議長席にお着き願います。

○議長（服部英二夫君）

議長を交代しました。よろしくお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。休憩は、自席でお願いいたします。

午前9時11分休憩

午前9時13分再開

○議長（服部英二夫君）

休憩を解き、本会議に戻します。

ただいまお手元に配付いたしました、「木曾岬町議会議席の指定について」から「木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について」までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第12として議題にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

ご異議なしと認めます。よって、「木曾岬町議会議席の指定について」から「木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について」までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第12として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 木曾岬町議会議席の指定について

○議長（服部英二夫君）

追加日程第1、「木曾岬町議会議席の指定について」を議題とします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配布した議席表のとおり指定したいと思います。

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（服部英二夫君）

次に、追加日程第2「会議録署名議員の指名について」を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。1番議席、後藤紀子君、2番議席、古村護君のご両名を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定について

○議長（服部英二夫君）

次に、追加日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

ここで皆様方にお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日1日限りと決定いたしました。

追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○議長（服部英二夫君）

次に、追加日程第4、選挙第2号「副議長選挙について」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に加藤真人君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、加藤真人君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、加藤真人君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、加藤真人君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。おめでとうございます。

副議長に当選されました加藤真人君より、就任のご挨拶を登壇のうえ、お願いいたします。

○副議長（加藤真人君）

ただいま行われました副議長選挙におきまして、私はその栄誉を賜りました。このことに対しまして、まずもって厚く御礼を申し上げます。今後は、議長を支え、議会の円滑な運営の実現に、誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

また、町長を始め執行部におかれましても、格段のご協力をお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。たいへんありがとうございます。

○議会事務局長（平松孝浩君）

それでは、当選人の氏名を発表させていただきます。

氏名、加藤真人議員でございます。以上でございます。

○議長（服部英二夫君）

ここで暫時休憩といたします。再開は9時35分からお願いいたします。

午前9時19分休憩

午前9時35分再開

○議長（服部英二夫君）

休憩を解き、本会議に戻します。

追加日程第5 発議第2号 常任委員の選任について

追加日程第6 発議第3号 議会運営委員の選任について

○議長（服部英二夫君）

次に、追加日程第5、発議第2号「常任委員の選任について」及び追加日程第6、発議第3号「議会運営委員の選任について」を一括上程し、議題といたします。

お諮りします。「常任委員の選任について」及び「議会運営委員の選任について」は、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することとなっております。

よって、先ほど、休憩中にご協議いただきました委員会構成をもって、お手元にお配りいたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

ご異議なしと認めます。

それでは、委員の氏名を議会事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（平松孝浩君）

それでは、配布をいたしました、発議第2号をご覧いただきたいと存じます。

常任委員の選任について、木曾岬町議会委員会条例第7条の規定により、常任委員を次のとおり選任する。

令和3年5月18日提出、木曾岬町議会議長、服部英二夫。

総務建設常任委員会、

後藤紀子委員、古村護委員、加藤真人委員、伊藤守委員、三輪一雅委員、伊藤好博委員。

教育民生常任委員会、

後藤紀子委員、古村護委員、鎌田鷹介委員、加藤真人委員、伊藤守委員、服部英二夫委員。

議会広報常任委員会、

鎌田鷹介委員、服部英二夫委員、三輪一雅委員、伊藤好博委員、

でございます。

次に、発議第3号をご覧いただきたいと思います。

議会運営委員の選任について、木曾岬町議会委員会条例第7条の規定により、議会運営委員を次のとおり選任する。

令和3年5月18日提出、木曾岬町議会議長、服部英二夫。

委員としまして、鎌田鷹介委員、加藤真人委員、三輪一雅委員、伊藤好博委員、以上でございます。

○議長（服部英二夫君）

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、「常任委員」及び「議会運営委員」を選任することに決定いたしました。

追加日程第7 選挙第3号 桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について

○議長（服部英二夫君）

次に、追加日程第7、選挙第3号「桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について」を議題とします。

事務局長より議案内容を朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君）

それでは、追加日程第7、選挙第3号「桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

桑名広域清掃事業組合議会議員に、私、服部英二夫を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、私、服部英二夫を桑名広域清掃事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、私、服部英二夫が桑名広域清掃事業組合議会議員に当選しました。

ただいまの選挙によりまして私が、桑名広域清掃事業組合議会議員に当選させていただきました。広域清掃事業組合での諸事業の推進に努力して参りたいと存じますので、皆様の一

層のご支援、ご協力をお願いいたします。

これをもちまして、就任の挨拶といたします。

○議会事務局長（平松孝浩君）

それでは、当選人の氏名等の発表させていただきます。

住所 三重県桑名郡木曾岬町大字小和泉75番地

氏名 服部 英二夫議員

生年月日 昭和30年2月16日生、でございます。

以上でございます。

追加日程第8 選挙第4号 桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について

○議長（服部英二夫君）

次に、追加日程第8、選挙第4号「桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

事務局長より議案内容を朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君）

それでは、追加日程第8、選挙第4号「桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

桑名・員弁広域連合議会議員に、加藤真人君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、加藤真人君を桑名・員弁広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、加藤真人君が桑名・員弁広域連合議会議員に当選されました。

桑名・員弁広域連合議会議員に当選されました、加藤眞人君より、就任のご挨拶を登壇のうえ、お願いいたします。

○議員（加藤眞人君）

ただいま選挙によりまして、桑名・員弁広域連合議会議員に当選させていただきました。桑名・員弁広域連合では、諸事業の推進に努力してまいりたいと存じますので、皆様の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。これを持ちまして私の就任の挨拶とさせていただきます。

○議会事務局長（平松孝浩君）

それでは、当選人の氏名等を発表させていただきます。

住所 三重県桑名郡木曾岬町大字三崎421番地

氏名 加藤 眞人議員

生年月日 昭和24年11月11日生、でございます。

以上でございます。

追加日程第9 選挙第5号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（服部英二夫君）

次に、追加日程第9、選挙第5号「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題とします。

事務局長より議案内容を朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君）

それでは、追加日程第9、選挙第5号「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、服部英二夫君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、服部英二夫君を三重県後期高齢者医療広域連合議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、私、服部英二夫が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいまの選挙によりまして私が、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選させていただきました。三重県後期高齢者医療広域連合での諸事業の推進に努力して参りたいと存じますので、皆様の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

これをもちまして、就任の挨拶といたします。

○議会事務局長（平松孝浩君）

それでは、当選人の氏名等の発表させていただきます。

住所 三重県桑名郡木曾岬町大字小和泉75番地

氏名 服部 英二夫議員

生年月日 昭和30年2月16日生、でございます。

以上でございます。

追加日程第10 同意第1号 木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（服部英二夫君）

次に追加日程第10、同意第1号「木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を上程いたします。ここで、地方自治法第117条の規定によって、三輪一雅君の退場を求めます。

〔三輪一雅君退場〕

○議長（服部英二夫君）

それでは、加藤町長の提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君）

議長。

○議長（服部英二夫君）

加藤町長。

○町長（加藤 隆君）

それでは、ただいま上程を賜りました追加日程第10、同意第1号「木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて」、その提案理由を申し上げます。

このたびの、議会議員より選任させていただいておりました木曾岬町監査委員、伊藤好博氏は令和3年5月17日議員の任期に伴い監査委員も任期満了となりました。よって、地方自治法第196条の定めによって、新たに監査委員を選任する必要があるとございます。そのようなことから、この度、三輪一雅氏を監査委員に選任しようとするものであり、同氏は人格、識見とも高潔であることから、監査委員として適任であると存じます。よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。尚、詳細につきましては、議会事務局長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君）

加藤町長の提案理由説明が終わりました。引き続き、事務当局の詳細説明を求めます。

○議会事務局長（平松孝浩君）

議長。

○議長（服部英二夫君）

平松議会事務局長。

○議会事務局長（平松孝浩君）

それでは、同意第1号でございます。木曾岬町の監査委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を木曾岬町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。下段の提案理由といたしましては、議会議員より選任している監査委員伊藤好博氏は、令和3年5月17日付で任期満了となったので、地方自治法の規定により監査委員を選任する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

同意を求める者の住所、氏名、生年月日は、

住所 三重県桑名郡木曾岬町大字源緑輪中301番地

氏名 三輪 一雅氏

生年月日 昭和40年9月13日生、でございます。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君）

ただいま議会事務当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑がございましたら、ご発言願います。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫君）

特に、ご質疑もないようですので、これで質疑を終結します。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りします。この議案につきましては、人事案件につき討論を省略し、直ちに採決に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

ご異議なしと認めます。よって、追加日程第10、同意第1号「木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本件は原案のとおり、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。よって、追加日程第10、同意第1号「木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

三輪一雅君の入場をお願いします。

〔三輪一雅君入場〕

○議長（服部英二夫君）

三輪一雅君にお伝えします。「木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定されました。ご挨拶がありましたら登壇のうえ、お願いいたします。

○監査委員（三輪一雅君）

議長、8番。

○議長（服部英二夫君）

三輪一雅君。

○監査委員（三輪一雅君）

改めましておはようございます。このたび、監査委員に選任をいただきました三輪一雅でございます。これまでの経験を活かして、しっかり監査業務に遂行してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございました。

追加日程第11 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（服部英二夫君）

次に、追加日程第11、承認第2号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬

町税条例等の一部を改正する条例の制定について) 」を上程し、これを議題とします。

ここで、加藤町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君）

議長。

○議長（服部英二夫君）

加藤町長。

○町長（加藤 隆君）

それでは、ただいま上程を賜りました、追加日程第11、承認第2号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」その提案理由を申し上げます。

令和3年度の税制改正において、地方税法、同施行令及び同施行規則等の一部改正が令和3年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、特に緊急を要したため、地方自治法の規定によりまして、木曾岬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

このたびの主な改正の内容は、個人住民税において、給与所得者や年金受給者などの「扶養親族の申告の電磁的方法」による提供を促進するため、税務署長の承認を不要とするための改正を行ったこと、軽自動車税については、環境性能割の税率を1%軽減する「臨時的軽減」の適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までとしたこと、固定資産税につきましては、宅地等の課税標準額を算出するための負担調整について、現行の仕組みを「令和3年度から令和5年度まで」継続する所要の改正を行ったものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君）

加藤町長の提案理由説明が終わりました。続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○税務課長（藤井光利君）

議長。

○議長（服部英二夫君）

藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君）

それでは、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、説明を申し上げます。議案書をご覧ください。令和3年4月1日、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

提案理由でございます。地方税法等の1部を改正する法律、以下法の記載の政令、それから省令は、令和3年3月31日交付され、原則として、同年4月1日から施行されたことに伴い、木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を行ったので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

それではお手元の本議案の説明資料とそれから、議案書のうち、新旧対照表を併せてご覧ください。これを並行しながら説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。この資料の議案書がありまして、改正本文、新旧対照表があります。その新旧対照表の後ろに説明資料が2枚綴りで入っておりますので、それを併せてご覧いただければ良いと思います。それに従って説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではその資料に基づいて説明をさせていただきます。まず、新旧対照表1ページ、第36条の3の2ですが、本件は個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定であります。今回の改正は給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に係る改正であります。詳細を申し上げますが、この改正の基になる法改正の趣旨につきましては、給与所得者は扶養親族申告書の提出の際に、経営すべき給与支払者が納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、この申告書——申告書というのは扶養親族申告書のことですが——の提出に代えて、当該給与支払者に対し、この申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる、とされていましたが、この納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合について、今回の改正では承認を不要とするということになります。

続きまして、第36条の3の3ですが、本規定は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る改正で、今回の改正は公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に係る改正であります。この改正の趣旨は先ほどの規定、36条の3の2と同様であります。

続きまして、新旧対照表2ページをご覧ください。第53条の8ですが、本件規定は、特別徴収税額に関する規定であります。今回の改正は、退職所得申告書の定義に係る規定の整備に係る改正であります。この規定も先ほどの第36条の3の2の改正の趣旨と同様のものでもあります。

続きまして、第53条の9ですが、本件規定は退職所得申告書に関する規定で、今回の改正は退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に係る改正であります。この規定も先ほどの第36条の3の2の改正の趣旨と同様のものでもあります。

続きまして、新旧対照表 3 ページ、第 8 1 条の 4 ですが、本件規定は、環境性能割の税率に関する規定で、今回の改正は環境性能割の税率について規定する地方税法第 4 5 1 条の基準年度のエネルギー消費効率に係る規定について、読み替え規定を対象に追加するものであります。若干詳細を申し上げますが、この改正の規定の基になる本改正の趣旨につきましては、当該改正条項中、令和 1 2 年度基準エネルギー消費効率とあるのを、令和 2 年度基準エネルギー消費効率と読み替えるものとしているものであります。

続きまして、附則第 1 0 条の 2 ですが、本件規定は、法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合に関する規定で、今回の改正は主に条項のずれに伴う措置を行うもので、第 3 項は地方税法附則第 1 5 条第 8 項が削除されたことにより削除するもの。第 5 項と第 8 項は地方税法の規定に従い割合を改正するもの、第 2 3 項は地方税法附則第 1 5 条第 4 1 項が削除されたことにより削除するものであります。

次に新旧対照表 6 ページ附則第 1 1 条ですが、本件の規定は、土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義に関する規定であります。今回の改正は、平成 3 0 年度から令和 2 年度までの固定資産税の負担についての調整措置の仕組みを、令和 3 年度から令和 5 年度まで継続するというものであります。

次に附則第 1 1 条の 2 ですが、本件規定は、令和 4 年度又は令和 5 年度における土地の価格の特例に関する規定で、今回の改正は、令和元年度から令和 2 年度までの土地の価格の課税標準の特例の仕組みを令和 3 年度から令和 5 年度まで継続するものであります。

次に新旧対照表 7 ページ、附則第 1 2 条ですが、本件規定は、宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する規定で、今回の改正は、平成 3 0 年度から令和 2 年度までの土地の課税標準額に係る固定資産税の特例の仕組みを令和 3 年度から令和 5 年度まで継続するものであります。

次に新旧対照表 1 0 ページ附則第 1 3 条ですが、本件規定は、農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する規定で、今回の改正は、平成 3 0 年度から令和 2 年度までの農地の固定資産税の特例の仕組みを、令和 3 年度から令和 5 年度まで継続するものであります。

次に附則第 1 5 条の 2 ですが、本件規定は、特別土地保有税の課税の特例に関する規定で、今回の改正は、平成 3 0 年度から令和 2 年度までの特別土地保有税の課税対象である宅地等の課税標準について、令和 3 年度から令和 5 年度まで継続するものであります。

次に新旧対照表 1 1 ページ附則第 1 5 条の 3 ですが、本件規定は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定で、今回の改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を 9 か月延長することに係る改正です。詳細を申し上げますと、この臨時的軽減というのは、軽自動車税の環境性能割の税率 1 % 軽減をいうものでありまして、この適用期限について 9 か月延長し、令和 3 年 3 月 3 1 日を令和 3 年 1 2 月 3 1 日に延長するというものであります。

次に新旧対照表 1 2 ページ附則第 1 5 条の 3 の 2 ですが、本件規定は、軽自動車税の環境

性能割の賦課徴収の特例に関する規定で、今回の改正は、ガソリン軽自動車税のうち、3輪以上のものの環境性能割の非課税及び税率に係る基準年度のエネルギー消費効率の規定について、読み替え規定を対象に追加する改正であります。この改正は先ほどの第81条の4の改正の趣旨と同様の読み替えに係るものであります。

次に附則第16条ですが、本件規定は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、今回の改正は、第1項では本条に3項を加えることから第4項を第7項とし、軽自動車税の種別割のグリーン化特例——軽課と言っておりますが——のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で特例の期限を2年間延長することとなったことから、第2項から第4項までについては、3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条の軽自動車税の種別割の税率の特例を適用する最初の車両番号の指定を受けた期間の課税分について、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの指定を受け令和2年度分に適用する、という部分を削り、新設する第5項から第7項において、令和3年4月1日から令和4年3月31日に最初の車両番号の指定を受け令和4年度分に適用する部分などの規定を追加する改正であります。

次に新旧対照表16ページ附則第16条の2ですが、本件規定は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、今回の改正は、前条、附則16条において3項を加えることにしたということで、第4項を第7項とするものです。

次に附則第26条ですが、本件規定は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定で、今回の改正は、住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に適用期限を令和17年度分の個人住民税まで延長するなどの措置を講ずるとするものであります。この改正の基になる法改正の趣旨につきましては、個人住民税所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、住宅をその取得の日から6か月以内にそのものの居住の用に供することができなかった場合において、令和4年12月31日までにそのものの居住の用に供した時は住宅借入金と特別税額控除の適用については令和15年度までの適用期限を令和17年度までとすることができるという改正であります。

次に新旧対照表17ページ令和2年度改正条例の一部改正ということですが、今回の改正の趣旨につきましては、通算法人について、当初の外国税額控除に変動が生じた場合の処理について規定するなど所要の措置を講じるためのものであります。これについて新旧対照表の説明は以上ですが、改正本文に戻っていただきます。その5/7ページをご覧ください。5/7ページの最下段、附則として本件改正条例の施行分については、令和3年4月1日ということでございます。

以上で承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、の説明を終わらせていただきます。

議長よろしいですか。追加して。

○議長（服部英二夫君）

藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君）

つたない説明で申し訳ございませんでした。新旧対照表と説明資料を並行して、と先ほど申し上げて、先ほど説明をさせていただきました。新旧対照表をご覧いただきながら、説明資料を簡潔に作りましたので、これを見出しというか、説明の補足という形でご覧をいただければ良いかなと思っております。以上でございます。

○議長（服部英二夫君）

事務当局の詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。承認第2号について、ご質疑があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫君）

ご質疑はございませんか。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫君）

ご質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま上程しております、承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。よって、承認第2号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、「討論」に入ります。討論は、ございませんか。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫君）

討論はないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、上程されております議案の採決に入ります。追加日程第11、承認第2号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。したがって、承認第2号は、原案のとおり承認す

ることに決定いたしました。

追加日程第 1 2 議案第 2 5 号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（服部英二夫君）

次に、追加日程第 1 2、議案第 2 5 号「木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について」を上程し、これを議題とします。

ここで、加藤町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君）

議長。

○議長（服部英二夫君）

加藤町長。

○町長（加藤 隆君）

それでは、ただいま上程を賜りました、追加日程第 1 2、議案第 2 5 号「木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由を申し上げます。

令和 3 年度の税制改正において、地方税法、同施行令及び同施行規則等の一部改正が令和 3 年 3 月 3 1 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、木曾岬町税条例について、その所要の改正を行うものでございます。

この度の主な改正の内容は、個人住民税において、「国外居住親族」の扶養控除が見直されたことによる改正や、寄付金に係る公共法人等に対する税額控除の改正を行うもの。また、医療費控除において、健康診断など「健康の保持増進及び疾病の予防」に取り組む「セルフメディケーション税制」の適用期限が延長されたことによりその所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（服部英二夫君）

加藤町長の提案理由説明が終わりました。続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○税務課長（藤井光利君）

議長。

○議長（服部英二夫君）

藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君）

それでは、議案第25号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。木曾岬町税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする、ということで、最下段、提案理由でございます。

地方税法の一部を改正する法律、以下政令、それから省令が令和3年3月31日にそれぞれ交付されたことに伴い、本町税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

それでは先ほどと同様、説明資料と新旧対照表ということなんですが、先ほどだいぶ説明を端折ってしまいました。すみません。この綴じてある資料の一番後ろ、ここに説明資料——今回の議案第25号の説明資料——が付いております。それとその前ほどに新旧対照表が8ページ綴りでありますので、それを並行しながら、ということなんですが、説明として、この一番後ろの説明資料を主というか、これを置きながら新旧対照表をご覧頂こうと思うと、たぶん綴ってあるとなかなか見づらいのかもしれないので、もしよければ紐を取ってもらって並行して見てもらった方が良いのかなと思います。よろしいですか。その方が見てもらいやすいかなと思います。よろしいですか。

それではこの説明資料と新旧対照表ということで、それをご覧いただきながら説明を聞いていただきたいと思います。

今回の改正は、法律の改正に合わせて改正するものでありまして、改正部分は新旧対照表の下線部分であります。先ず、新旧対照表1ページ第24条ですが、本件規定につきましては、個人の町民税の非課税の範囲に関する規定であります。今回の改正は、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに係る改正であります。この改正の基になる改正の趣旨につきまして若干説明を申し上げます。国外居住親族の扶養控除に関し、個人住民税の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族について、国外居住者であって留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者などの該当しない者などを除外するというものであります。

次に第34条の7ですが、本件規定につきましては、寄附金税額控除に関する規定であります。今回の改正は、寄付金控除についてその対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の主たる目的である業務に関する寄附金から「出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外する」こととするものであります。

次に飛びまして新旧対照表6ページをご覧ください。第36条の3の3ですが、本件規定は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定で、今回の改正は、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しに係る改正であります。この改正は先ほどの第24条の改正の趣旨と同様のものであります。

次に新旧対照表7ページ附則第5条ですが、本件規定は、個人の町民税の所得割の非課税

の範囲等に関する規定で、今回の改正は、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに係る改正です。この規定も先ほどの第24条の改正の趣旨と同様のものがあります。

続きまして、新旧対照表8ページ附則第6条ですが、本件規定は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定であります。今回の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を「令和9年度分」の個人住民税まで延長するものであります。

次に、附則第10条の2ですが、本件規定は、法附則第15第2項第1号等の条例で定める割合に対する規定で、今回の改正は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に取得された「雨水貯留浸透施設」に係る固定資産税の課税標準の特例として、3分の1の軽減を行うものであります。

それでは改正本文に戻っていただきまして、3/4ページをご覧ください。3/4ページの下段の方ですね。附則ということですが、本件改正条例の施行期日については、第1条で、令和4年1月1日としておりますが、本条第1号に係るものにつきましては、令和6年1月1日、第2号に係るものについては、記載の法律の施行日の日ということでございます。

以上で議案第25号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について、の説明を終わらせていただきます。

○議長（服部英二夫君）

事務当局の詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。議案第25号について、ご質疑があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫君）

ご質疑はございませんか。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫君）

ご質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま上程しております、議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第25号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、「討論」に入ります。討論は、ございませんか。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫君）

討論はないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、上程されております議案の採決に入ります。追加日程第12、議案第25号「木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決することに決定致しました。

○議長（服部英二夫君）

ここで、暫時休憩といたします。休憩中に、議会運営委員会及び各常任委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

よって、再開時間は追って連絡をいたします。

午前10時24分休憩

午後 1時00分再開

○議長（服部英二夫君）

休憩を解き、本会議に戻します。

ここで、報告申し上げます。休憩中に、議会運営委員会、総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会広報常任委員会が開催され、正・副委員長の互選が行われました。

その互選結果の報告を受けておりますので、議会事務局長から報告いたさせます。

○議会事務局長（平松 孝浩君）

それでは、各常任委員会、議会運営委員会の正・副委員長をご報告させていただきます。

議会運営委員長 三輪 一雅 議員

同 副委員長 伊藤 好博 議員

総務建設常任委員長 三輪 一雅 議員

同 副委員長 古村 護 議員

教育民生常任委員長 鎌田 鷹介 議員

同 副委員長 伊藤 守 議員

議会広報常任委員長 伊藤 好博 議員

同 副委員長 鎌田 鷹介 議員

以上でございます。

○議長（服部英二夫君）

ただいま、事務局長が報告しましたとおりであります。

それぞれの委員会の正副委員長さん方、よろしくお願い申し上げます。

休憩中に、議会運営委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から閉会中における継続審査（調査）の申し出がありました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。よって「閉会中の継続審査（調査）について」を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第 1 3 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（服部英二夫君）

追加日程第 1 3 「閉会中の継続審査（調査）について」を議題とします。議会運営委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長より、会議規則第 7 5 条の規定に基づいて、申出書が提出されております。議会事務局長に申出書を朗読いただきます。

○議会事務局長（平松孝浩君）

議長

○議長（服部英二夫君）

議会事務局長

○議会事務局長（平松孝浩君）

それではお手元に配布させていただいております、申出書の朗読をさせていただきます。

5月18日付、議会運営委員会委員長より議長に申し出がされました。閉会中の継続審査（調査）申出書、本委員会は所掌事務のうち次の事件について閉会中の継続審査（調査）を要するものと決定したので会議規則第 7 5 条の規定により申し出ます。記、1、事件、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、2、期限、議決のあった日から令和 4 年第 1 回定例会までというものでございます。おめくりいただきまして、同様に 5 月 1 8 日付で議会広報常任委員会委員長より議長に申し出がされました。閉会中の継続審査（調査）申出書、本委員会は所掌事務のうち次の事件について閉会中の継続審査（調査）を要するものと決定したので会議規則第 7 5 条の規定により申し出します。記、1、事件、議会広報紙の編集に関する事項、2、期限、議決のあった日から令和 4 年第 1 回定例会までというものでございます。以上でございます。

○議長（服部英二夫君）

ただいま事務局長が、報告しましたとおりであります。それぞれの委員会の正副委員長さん方よろしくお願い申し上げます。

ここでお諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

これを持ちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これにて令和3年第1回木曾岬町議会臨時会を閉会といたします。

午後 1時04分閉会

○議長（服部英二夫君）

議員の皆様には、慎重な議案審議をいただき、円滑な議事進行、議会運営にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、加藤町長をはじめとする執行部の方々におかれましても、ご苦勞さまでした。

ありがとうございました。

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員
